

五小っ子のきまり

1 登校

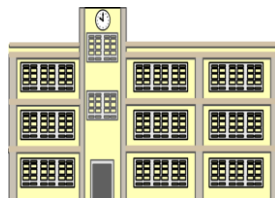
R5. 8月改定

- 決められた通学路^{つうがくろ}を通して登校^{とこう}します。
- 登校時刻は午前7時45分^{じこく}から8時10分^{ごぜん}です。8時15分^{ふん}から学習^{がくしゅう}が始められるようにします。
- 交通^{こうつう}のきまりを守^{まも}って、登校^{とこう}します。



2 服装, 持ち物など

- 学校^{がっこう}の中では名札^{なふだ}を左胸^{ひだりむね}につけます。
- 持ち物^{もちもの}には名前^{なまえ}をつけます。
- 必要^{ひつよう}のないお金^{かね}を持^もってきません。
- 学習^{がくしゅう}に必要な^{ひつよう}のないものを持^もってきません。



3 学校生活

- 廊下^{ろうか}や階段^{かいだん}では右側^{みぎがわ}を静か^{しず}に歩^{ある}きます。
- 遊^{あそ}んでもよい時間^{じかん}は、20分^{ふん}休^{やす}みと昼休^{ひる}みです。
- 遊^{あそ}んでもよい場所^{ばしょ}は、次^{つぎ}の場所^{ところ}です。
(体育館^{たいいくかん}, グラウンド^{ぐらうど}, 前庭^{まえにわ}, 中庭^{なかにわ}, ホール)
- トイレ^{トイレ}は、静か^{しず}に使^{つか}い、用^{よう}を足^たしたらすぐ^{すぐ}に出^でます。
- 外^{そと}に出^でるときは、外^{そと}ばきにはきかえます。
- 用^{よう}のない教室^{きょうしつ}に入^いりません。
- ベランダ^{べらんだ}に出^でません。

4 下校

- 決められた通学路^{つうがくろ}を通して家^{いえ}に帰^{かえ}ります。途^{とちゆう}中^{ちゅう}で友^{とも}達の家^{うち}によつたり寄^より道^{みち}をし^したりしません。



5 下校後や休日^{きゅうじつ}の家庭^{かてい}での過^すごし方^{かた}

保護者の皆様へ（お願い）

☆下校後や休日の家庭での過ごし方については、事故にあつたり不審者からの被害にあつたりしないように、次の事柄についてお子さんと話し合いをして、くわしい約束を決めてください。

- 「どこへ」「誰と」「何をしに」「何時に帰る」を家の人^{ひと}に話^{はな}してから出^でかけます。
- インターネットやゲームは家の人と約束を決めて使う。
- 危険な場所での遊びや火遊び^{ひあそび}をしません。花火^{はなび}は家の人と一緒^{いっしょ}にします。
- 子どもだけで川遊び^{かわあそび}をしません。用水路^{ようすいろ}などの近^{ちか}くでも気^きを付けます。
- 線路^{せんろ}や踏み切り^{ふみきり}では遊びません。
- 友達同士のお金^{どうし}の貸^かし借^かりやおごり合^あいをしません。
- 子どもだけで市外^{しがい}には出^で掛けません。
- 友達同士でカードやゲームなどの売^うり買^かいはしません。
- 家の人^{かた}に許可^{きょか}を得^えてから自転車^{じてんしゃ}に乗り^{のり}ます。行^いってもよい場所^{ところ}や道路^{どうろ}については家の人と話し合いをして決^きめ、交通ルール^{こうつうルール}を守^{まも}り安全^{あんぜん}に気^きを付けて乗り^{のり}ます。
- 知らない人^しに誘^{さそ}われても、付^くいて行^いったり、車^{くるま}に乗^のったりしません。
(「いかのおすし」をおぼえておきます。)

五泉市小中学校共通のきまり

- 子どもだけでゲームコーナー、カラオケ、ボーリング場に行^いきません。
- エアガンで遊びません。
- 友達の家^{とも}に泊^とまりません。
- 髪^{かみ}を染^そめたり、ピアス^{ピアス}をし^したりしません。
- 自転車^{じてんしゃ}に乗^のるときはヘルメットをかぶります。

< 道路交通法 第63条の11 >

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

